

## 報告第3号

### 委員会所管事務調査報告について

次の委員会から上富良野町議会会議規則第75条の規定により申し出のあった閉会中の継続調査について、同規則第77条の規定により、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和3年12月15日提出

上富良野町議会議長 村上和子

## 議会運営委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、上富良野町議会会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続調査として申し出をした次の事件について、調査を終えたので同規則第 77 条の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 8 日

上富良野町議会議長 村 上 和 子 様

議会運営委員会  
委員長 中 澤 良 隆

### 記

調査事件名 先進市町村行政調査について

#### I 調査の経過

本委員会は、令和 3 年第 3 回定例会において、閉会中の継続調査として申し出をした先進市町村行政調査の調査テーマを「議会活性化の取り組みについて」に決定し、令和 3 年 10 月から 3 回の委員会を開催して調査を行い、11 月 9 日十勝管内本別町議会で、11 月 10 日十勝管内清水町議会で「議会活性化の取り組み」について、先進事例の調査を行った。

#### II 調査の概要

##### 1 本別町の概要

令和 3 年 10 月末現在の総人口は 6,565 人(男 3,228 人、女 3,337 人)、総世帯数 3,546 世帯となっている。本別町は十勝の東北部に位置し、総面積は 391.91 km<sup>2</sup>で半分以上が山林で覆われ、利別川が町の中心を流れている。十勝特有の大陸性気候で、夏と冬の寒暖差が大きく、一年を通じて降水量が比較的少ないのが特徴である。かつては林業が盛んであったが、現在の産業の中核は農業と工業で、特に地場産品の加工を行う工場が発展している。

本別町議会は、議員定数 12 名。総務常任委員会 6 名、産業厚生常任委員会 6 名、広報広聴常任委員会 5 名、議会運営委員会 5 名の構成となっていた。

本別町の主な議会運営の特徴や活性化の取り組み状況は次のとおりである。

##### (1) 議会基本条例

町民とともに歩む使命感と活力ある議会を目指すため議会運営及び議員の活動に関する基本事項を定めた「本別町議会基本条例」が平成 28 年 6 月に制定されており、議員自己評価と議会評価を各議員が検証し、活性化計画として今後の課題及び改善策をまとめ、ホームページで公表していた。また、議会基本

条例制定と同日に条例条文で規定されている反問権と政治倫理については、詳細な事項についての要綱も制定されていた。

(2) 議会の活性化等調査特別委員会

議会活性化のための調査特別委員会を設置しており、その委員会組織は、議会改革などの議会の現状と課題を審議する「議会活性化部会：6名」、住民アンケート、住民懇談会、議員定数、議員報酬などの町民に開かれた議会づくりを審議する「広報広聴部会：7名」、正副委員長、各部会の長、議会広報特別委員長で構成する「企画調査部会：5名」で構成され、委員長には議長が就いていた。

(3) 議会報告会・町民懇談会

本別町議会の議会報告会・町民懇談会は平成21年から開催されており、定例会・臨時会・委員会などの議会活動、議会改革・活性化の取り組みの報告に加え、町民からの意見や要望、提案などをいただく懇談会の二部構成で開催されていた。報告会では原則、議決事項を報告するが、議員の個人的見解も回答していた。懇談会はテーマを設定して開催しており、出された意見要望についての調査結果については、議会広報速報版として要望等を町担当部局に確認した内容を掲載し発行されていた。毎年、2班体制で6会場2回以上としているが参加者の固定化が課題となっていた。昨今では町内企業からの開催要望もある。

(4) 議会議員政治倫理要綱

議会基本条例で規定されている議員の政治倫理については別に定めることで、「本別町議会議員政治倫理要綱」が制定されており、議員の責務、政治倫理規準の遵守、調査・審査が規定されていた。また、この要綱により調査や審査が必要となった場合は議会運営委員会に諮ることとされていた。さらに制定後、ICTの進展によるSNSでの情報発信については、議会議決事項や審議途中の事項、個人を誹謗中傷する行為などについて新たに追加されていた。議員の任意団体等の役職就任について、自治会長や団体の長などを原則禁止としているが、人口減少に伴うなり手不足から議会活動に支障のない範囲で容認をしている実態もあった。

本要綱の制定により、議場外や議会活動での議員活動についての処分はできないが、議長による注意が可能となっている。

(5) その他の活性化

① 議員定数・議員報酬

議員報酬については、平成29年に十勝町村議会議長会で調査報告された「議員報酬（月額）『十勝基準』の試算について」（以下「十勝標準試算」という。）を参考とし、任期3年目に調査特別委員会の設置が検討されていた。この試算により4から5町村の議員報酬が改善され、十勝管内のバラツキがなくなっていた。

議員定数は12名であり、常任委員会は運営的にギリギリの状態であり、議長は両常任委員会に出席していた。定数が少数になったことから議員発議は1名でも可となっていた。

② ナイター議会

平成 12 年から毎年 1 回、日中の本会議に仕事で傍聴できない人のために午後 6 時からのナイター議会を開催していた。

③ 議長との対話室

個人や団体を問わず、町民の皆様と議長が気軽に語り合い、話題提供や意見交換を通じて議会を身近なものとするために、議長室を開放した「議長との対話室」に取り組んでいた。

④ 町議会への意見・提案箱の設置

町民からの議会に対する気づきや疑問など意見を議会運営に反映させるため、議会傍聴に際し「意見・提案箱」を設置していた。

⑤ 子ども議会体験学習

町民に議会をより身近なものに感じてもらうため、模擬議会を開催していた。公表されていた実績では、平成 25 年開催の「子ども議会体験学習」であり、子ども達 12 名による一般質問が行われていた。

⑥ 議会中継

町民からの要望はないが町長部局と中継に向けた協議中であり、中継に伴う取り決め事項、方法等について、開始前に議員間協議が必要とのことであった。

## 2 清水町の概要

令和 3 年 10 月末日現在の総人口は 9,206 人(男 4,545 人、女 4,661 人)、総世帯数は 4,698 世帯となっている。清水町は道東の玄関口、十勝の西部に位置し、総面積は 402.25 km<sup>2</sup>で日高山脈に抱かれた豊かな大地と清らかな水の恵みを受け、小麦・豆類・てん菜や牛乳などの生産が盛んで、それらを加工する工場が多く、戦前から続く農産加工の町である。新・ご当地グルメグランプリ北海道で三連覇達成により殿堂入りを果たしたことや、アイスホッケー、「第九」の町民合唱など、文化・スポーツ活動が盛んな町である。

清水町議会は、議員定数 13 名。総務産業常任委員会 7 名、厚生文教常任委員会 6 名、広報広聴常任委員会 6 名、議会運営委員会 5 名の構成となっていた。

清水町の主な議会運営の特徴や活性化の取り組み状況は次のとおりである。

### (1) 議会活性化特別委員会

平成 28 年 3 月の全員協議会で議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期等の検討が必要と提起され、6 人の議員により特別委員会が設置され、平成 30 年 12 月に調査報告されていた。調査・検討の項目は、①議員定数、②議員報酬、③委員会の所管、④委員任期のほか、⑤一般質問の答弁書の必要性、⑥分かりやすい議会広報の作成、⑦請願者・陳情者に対する趣旨説明機会の設定、⑧町民の声を聴取する場の設定、⑨政務活動費の導入、⑩議会サポーター制度・モニター制度の導入、⑪議員の資質向上、⑫一般質問での質問の内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大、⑬各種会議の持ち方の見直し、⑭初回質疑からの一問一答の導入の 14 項目が調査・検討されていた。

① 議員定数

十勝管内町村の議員定数を調査し協議を進めたが、4委員会体制（総務産業、厚生文教、議会運営、広報広聴）の委員会運営を考慮して、現状維持の「13人」とされていた。町民との意見交換やアンケート（411件の回答）で「現状のままでよい」との回答も後押ししている。

② 議員報酬

十勝管内町村の議員報酬・期末手当の調査・検討、なり手不足、十勝町村議会議長会作成の十勝標準試算等を参考に、清水町議会議員の平成28・29年度の活動実績に基づく「清水町議会議員報酬の試算」を作成し、引き上げ案（議長275千円⇒305千円/30千円アップ、副議長219千円⇒244千円/25千円アップ、委員長195千円⇒224千円/29千円アップ、議員183千円⇒203千円/20千円アップ）でまとめていた。

しかし、町民に意見を聴取したことにより、一定の理解は得られたが、大多数の理解を得るまでには達していないと判断して、改正は行われていなかった。議会としては調査結果を執行側に提出するとともに、他の特別職の報酬等を含めた検討を要する結論に至っていた。

また、本町議会では既に実施しているが、就退任時・職務異動（委員長職）の日割り計算も検討され、実施されていた。

③ 委員会の所管

常任委員会の所管事務の連携を考慮した結果、平成29年1月から「総務文教」「産業厚生」を「総務産業」「厚生文教」に変更されており、本町議会と同様であった。

④ 委員任期

現行は2年任期であり、十勝管内では4年任期もあるが、長所短所を協議し、議員4年任期中、委員会2年任期のほうが幅広く経験できるため、現行どおりとされていた。

⑤ 一般質問の答弁書の必要性

平成30年2月から答弁書は議員の選択制とされ、当日の朝に希望する議員本人と議長及び事務局に配布されており、通告書は要旨が分かるように詳しく記載することとされていた。

⑥ 分かりやすい議会広報の作成

平成30年3月から執行側との協議のうえ、広報広聴常任委員会が設置され、委員定数6人、所管は①議会広報誌に関する事項、②町民への広聴活動に関する事項、③議会ホームページに関する事項、④議会インターネット中継に関する事項とされていた。しかし、編集発行の専任性から「議会報告会と町民との意見交換会」が議会運営委員会の所管とされていた。

⑦ 請願者・陳情者に対する趣旨説明機会の設定

現状の参考人制度の活用もあるが、委員会審査で積極的に説明の機会を設けることとなっていた。

⑧ 町民の声を聴取する場の設定

議会への関心、議会活動の周知、議員のなり手不足対策を目的とした、中学生・高校生を対象とした「模擬議会」の開催と、「団体との懇談会」「議会報告会と町民との意見交換会」を継続し、当面はほかの取り組みは行わないこととされていた。

また、町民との意見交換会で出された「質疑・意見・提言等」は会場で回答するほか、後日、委員会（議会運営、総務産業、厚生文教）の所管毎で調査・検討した結果を回答されていた。さらに、執行側に対して「意見・提言等」の対応を求め、検証し、結果についても総括されていた。

また、令和2年から開催されている「清水高校生模擬議会」については、事前に学校側と十分に調整するとともに、高校生に対しては質問の方法などを各議員からレクチャーやリハーサルを行うなどの対応が図られており、高校生目線からの課題や解決方法の政策提言について、活発な再質問もされていた。

#### ⑨ 政務活動費の導入

議員定数、議員報酬と関連する制度であり、政務活動費の導入も一緒に検討することとされ、上記②の議員報酬を引き上げる案がまとまり、導入は町民理解が得られていないため導入しないこととなっていた。

#### ⑩ 議会サポーター制度・モニター制度の導入

平成31年度から公募による5～10名程度の議会モニター制度導入をし、不足の場合は年代等を考慮して依頼していた。また、一度に両制度導入は困難であり、当面、議会サポーター制度は検討することとされていた。

#### ⑪ 議員の資質向上

平成31年度から議員資質向上のための道外研修機会を増加させることとなり、「議会議員研修要綱」が制定され、研修計画により実施されていた。

#### ⑫ 一般質問での質問の内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大

一般質問は議員固有の権能であり、議長の許可により質問することとなるため、議長の裁量権の拡大は行わないこと、また、重複質問も現行のままとなっていた。

#### ⑬ 各種会議の持ち方の見直し

会議規則改正により「自由討議」が導入されており、現状で不都合がないため、現行どおりであるが、本会議・全員協議会での議員間討議を深めることとされていた。

#### ⑭ 初回質疑からの一問一答の導入

平成30年6月から、質問項目が多いと一括質疑は分かりづらくなるため、初回から一問一答方式が導入され、質疑の制限は1項目3回とされていた。

### (2) 議会中継

#### ① 導入の目的

新聞折込チラシ等により傍聴を呼びかけていたが、依然として少ない現状であり、今まで以上に議会運営状況を公開することが必要と考え、リアルタイム・録画で視聴できる環境整備を行い、議会の活性化と議員の資質向上を

目的としていた。

② 導入経過と導入スケジュール

平成 16 年 11 月から平成 18 年 11 月まで、先進地の芽室町議会、栗山町議会、幕別町議会を視察、また年 2 回のナイター議会の中止により DVD 貸し出しにも取り組んでいた。

平成 19 年 12 月に補正予算で予算計上し、平成 20 年 1 月に業者選定、3 月に工事完了、5 月に試験配信、6 月にライブ中継と録画配信を開始し、概ね 6 カ月間で議会中継を実施している。業者選定の方法は、清水町議会に適したシステム選定のため、導入費用のみならず、技術内容、業者の能力や経験等総合的に評価するプロポーザル方式を採用していた。

③ 導入経費

年度	内容	小計	合計
H20 (初期導入)	議会中継システム機器等一式	3,412,500 円	
	議会中継システム整備工事	997,500 円	4,410,000 円
	議会中継システム保守委託料	(年間)339,360 円	⇒維持経費
H26 (劣化更新)	議会中継システム機器等一式	4,590,000 円	
	議会中継システム整備工事	212,544 円	4,802,544 円
	議会中継システム保守委託料	(年間)259,200 円	⇒維持経費
R3 (劣化更新)	議会中継システム機器等一式(物品納入)	8,525,000 円	8,252,000 円
	※H26 導入の音響機材活用(約 1,252 万円)		
	NTT 光回線使用料(8 月分, 初期費用含む)	25,661 円	⇒維持経費
	NTT 光回線使用料(9 月分以降/毎月)	5,170 円	⇒維持経費
	インターネット接続料(9 月分以降/毎月)	880 円	⇒維持経費
	議会だより編集ソフト一式	(年間)105,270 円	⇒維持経費
	議会中継システム保守委託料	(年間)264,000 円	⇒維持経費

④ 議会中継システムの視聴

議会中継は平成 20 年 6 月から開始しているが、カウンター整備のため、集計は 11 月からであった。また、令和 3 年 9 月以降は YouTube による動画配信のため、集計方法が異なっていた。

《清水町議会ホームページ議会中継アクセス状況(年間件数)》

年度	生中継	録画中継	総計	前年度比較
平成 20 年度	1,630	2,473	4,103	—
平成 21 年度	2,787	5,097	7,884	3,781
平成 22 年度	2,207	5,412	7,619	▲ 265
平成 23 年度	2,748	6,471	9,219	1,600
平成 24 年度	1,590	4,169	5,781	▲3,438
平成 25 年度	2,761	5,440	8,201	2,420
平成 26 年度	2,874	5,385	8,259	▲5,434
平成 27 年度	2,556	915	3,471	▲5,492
平成 28 年度	1,773	994	2,767	▲ 701
平成 29 年度	1,798	1,315	3,113	437
平成 30 年度	1,711	1,048	2,759	▲ 354

令和元年度	2,248	1,429	3,677	918
令和2年度	2,697	2,365	5,062	1,385

### (3) 議会モニター

平成31年度から下記の事項を要綱として制定し設置しているが、募集しても基本的に応募が少なく、本会議傍聴者に依頼する実態もあり、運営が厳しくなっている状況であった。

#### ① 目的

議会モニターから要望・提言のほか、意見を広く聞いて、議会改革、活性化、政策提案など議会運営等を強化すること。

#### ② 要件（3項目全てを満たすこと）

- ・満18歳以上の町民。
- ・町議会の仕組み、運営に関心があること。
- ・まちづくり、地域社会の発展に関心があること。

#### ③ 役割

- ・年1回以上、本会議、常任委員会を傍聴又は議会中継を視聴して、感想、意見、提案を寄せること。
- ・議会日より、議会ホームページに関する感想、意見、提案を寄せること。
- ・議長が依頼する町議会運営等に関する調査に意見、提案を寄せること。
- ・議会モニター会議（年2回）に出席して、議員と意見交換すること。

#### ④ 任期

2年間（年度末で終了）

#### ⑤ 謝礼

無償だが、年度末に記念品を贈呈する。

#### ⑥ 担当委員会

議会運営委員会

## III まとめ

十勝管内の各市町村議会は、全国、全道の各市町村の中でも「議会活性化」の取り組み先進地として高い評価を受けている。今回調査した本別町議会、清水町議会は十勝管内に位置し、先進的に議会活性化施策に取り組んできている模範的な議会である。

上富良野町議会は、「より身近で開かれた議会」を目標に2年前から「上富良野町議会活性化推進計画」を策定し、議会活性化を推進してきている中、このたび先駆的な本別町議会、及び清水町議会で行政調査を行い、特に、わが議会の喫緊の課題である「議会中継」「議員倫理」「議会モニター」「議員定数・議員報酬」等に視点をおいた研修を進めることができた。

本別町議会では、平成28年に制定した「本別町議会基本条例」に基づき議会改革・議会活性化に取り組み、毎年度、各議員による自己評価と検証を議会全体で行い、その結果を次年度の取り組みに反映させていたことは注目すべき点であった。

また、積極的な情報開示に臨み「議長との対話室」の随時開催、重要案件に対する「出前報告会」「各種団体とのミニ懇談会」「ナイター議会」等の開催は、特筆すべき

取り組みであり、本町の議会においても、住民への情報開示の点から大いに参考にすべき点であった。

「政治倫理要綱」が制定されていたが、「条例」ではなく「要綱」にした理由は、罰則規定を設けず、議員個々の倫理観に委ね、自主性を重んじたとのことであった。その中でSNS等において、誹謗中傷をしないという項目があったのは考えさせられた。

「議員定数」については、約6,500人の町においても、12名の定数が限度であり、これ以上減らすことは難しいとの意見を伺い参考となった。また、「議員報酬」の検討においては、十勝標準試算を基に検討されていた。

次に、清水町議会では、議会改革の一環として議会運営の状況を、平成20年6月に生中継、録画中継の配信を開始したとのことであった。その後、令和3年には議会中継システムの更新が行われ、設備投資に高額な予算を要していたが、導入にあたっての所期の目的は達成されていたことが伺えた。今後、本町議会での議会中継導入にあたっては、より効果が発揮されるよう慎重にシステムや予算等を検討する必要があると認識させられた。

また、平成28年度に「議会活性化特別委員会」が設置され、議員定数、議員報酬、議会サポーター制度の導入等14項目について調査・検討が行われ、その後、特別委員会で取りまとめた施策等については、可能な施策から実施を進めてきており、わが町においても、できる施策から実践するという姿勢を持つことが重要であることを学ぶことができた。

高校生を対象とした「模擬議会」を行い、議員の高齢化・なり手不足などの課題解決に向け、積極的に取り組みを行っていることは大いに参考になるものであった。

「議員定数」については、現在の議員により十勝管内市町村の議員定数を参考に協議が進められていた。各委員会活動等を考慮の上、現状の13名のままという結論に達していた。一方、「議員報酬」については、十勝町村議会議長会が作成した十勝標準試算等を参考にして、活動実績に基づき「清水町議会議員の報酬の試算」を作成し、議員報酬を引き上げる案をまとめていたが、町民の意見を伺う中で、「試算の額で良い」「現在のままで良い」と意見が分かれ、報酬増額については大多数の理解が得られていないと判断し、現在のままの報酬額となっているとのことであった。

今後、本別町議会・清水町議会の優れた取り組み事例を参考に、「より身近で開かれた議会」をめざし議会活性化や議会改革に前向きに取り組まなければならないと決意を新たにした次第である。